



忘れていませんか？

組合の変更登記

6月になりました。先月、多くの組合で通常総会が開催されましたが、「組合の変更登記」を忘れていないでしょうか？この機会に、組合の登記事項に変更がないか確認をお願いします。

ご不明な点などありましたら、本会までお問い合わせください。

1. なぜ登記しなければならないのか？

中小企業等協同組合法第85条の規定により登記事項に変更が生じた場合は、2週間以内に、主たる事務所の所在地において、変更の登記をする必要があります(ただし、出資の総口数及び払込済出資総額の変更の登記は、事業年度末から4週間以内)。

2. 登記事項について

①名称、②事務所の所在地、③事業、④公告方法、⑤地区、⑥代表理事、⑦出資の総口数及び払込済出資総額などの変更があった場合には登記が必要です。

3. 代表理事の登記について

代表理事が変更になった場合だけでなく、代表理事が重任(代表理事が同一人で変わらなかった場合)となった際も登記が必要です。

4. 出資の総口数及び払込済出資総額の登記について

事業年度末に出資の総口数及び払込済出資総額に変更があった場合は、登記の必要があります。

5. 定款変更を伴う登記について

定款に規定されている、①名称、②事務所の所在地(定款に規定されている市町村の変更を伴う場合)、③事業、④公告方法、⑤地区などの変更は、総会において特別議決を経て、認可行政庁の認可を受けた後、登記をすることになります。

本会ホームページより代表理事変更登記、出資金変更登記の様式をご覧いただけます。

